

令和6年3月21日戸田市児童福祉審議会議事録

会議の名称	令和5年度第4回戸田市児童福祉審議会
開催日時	令和6年3月21日(木) 午後1時15分～3時20分
開催場所	戸田市役所 5階 大会議室A
会長等氏名	会長 坪井 瞳 副会長 長林 美穂
出席者氏名 (委員)	細田 義和 伊藤 寛幸 金子 秀富 春沢 典子 田中 聖子 高橋 博美 酒井 茂樹 志村 恵美子 坪井 瞳 長林 美穂 伊藤 愛美 青木 真由美
欠席者氏名 (委員)	宮澤 浩二 庄司 正樹
事務局	秋元部長 高橋次長 林課長 工藤課長 福田課長 佐藤課長 田村課長 石原課長 西山主幹 新井主幹 菊池主幹 大嶺主事補
議 題	【議題】(1)第三期戸田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果について (2)子どもの実態把握調査結果について (3)小規模保育事業所の新規認可について(設置者変更) 【報告】(1)こども家庭センターの本格稼働に伴う組織再編について (2)令和6年4月戸田市内保育園・学童保育室における申請状況について (3)美谷本小学校学童保育室の民間活力の導入について
会議結果	1 原案、承認 2 原案、承認 3 原案、承認
会議経過	別添のとおり
会議資料	令和5年度第4回戸田市児童福祉審議会会議次第 資料1第三期子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書(抜粋) 資料2子どもの実態把握調査報告書 資料3小規模保育事業所の新規認可について(設置者変更) 資料4組織改正「親子健やか室」(こども家庭センター)へ 資料52024年(令和6年)4月保育施設利用申し込み状況 資料6令和6年4月戸田市内学童保育室における申請状況について 資料7美谷本小学校学童保育室の民間活力の導入について
議事録確定	令和6年5月30日 会長

発言者	発言・議題内容・決定事項
事務局	【 開会 】 開会。
こども健やか部長	開会挨拶。
事務局	<p>自己紹介に続き、本日の審議会は委員 14 名中 12 名の出席があることから、戸田市児童福祉審議会条例第 6 条第 2 項の規定により会議が成立することを報告します。次第に従い、案件に移ります。</p> <p>まず、会長・副会長の選出をします。戸田市児童福祉審議会条例第 4 条第 2 項の規定により、会長が議長となるとされているが、委員の委嘱後、初めての審議会のため、会長の選出がされていないので、選出されるまでの間、仮議長に進行をお願いしたいと思います。</p> <p>そこで、選出されるまでの間、暫時ですが、こども健やか部長の進行によりまして、議事を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
こども健やか部長	<p>それでは、戸田市児童福祉審議会の会長、副会長の選出につきまして、審議会条例の第 4 条に基づき委員の互選によりこれを定めるとなっております。</p> <p>いかがお取り計らえばよろしいでしょうか。ご意見があればお願いをしたいと思います。</p>
委員	事務局案ありますでしょうか。
こども健やか部長	<p>事務局案という言葉がご発声ございましたので、事務局の方から案を提示させて頂いてはと思いますが、異議ございますか。</p> <p>それでは、事務局案を申し上げたいと思います。</p>
事務局	<p>会長に、坪井 瞳 様、副会長に 長林 美穂 様をお願いしたいと存じます。</p> <p>会長に坪井様を推薦した理由としましては、当審議会は、市長より諮問を受け、地方公共団体の執行機関の附属機関であり、行政機関の意思決定に際して、専門的な立場から調査・審議する合議制の機関であります。</p> <p>そのため行政上の意思決定に際して、中立的立場からの専門知識を生かすということで、これまで、戸田市子ども会育成連合会の代表者様、</p>

	<p>南部保健所様をはじめ、南児童相談所様など、児童福祉について識見を有する方々を委員としてお招きしておりました。</p> <p>来年度は、子ども・子育て支援法に基づき、5年間の計画期間である「子ども・子育て支援事業計画」を策定する重要なタイミングであります。</p> <p>この計画は、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定めるものであります。このことから、児童福祉に関して、学術的な識見を有する方を会長に据え、より一層の議論の活発化を期待するものであります。</p> <p>また、坪井様は、教育学や保育学等を専門とされ、平成30年、31年に「とだの保育創造プロジェクト会議」にご参加頂くとともに、令和4年4月から、保育幼稚園課 特別支援保育巡回相談のアドバイザーを担い、戸田市の保育行政に深く携わって頂いております。</p> <p>以上のことから、学術的な面に加え、戸田市の現状を踏まえた現場目線の識見を有することから、坪井様を会長と推薦するものであります。次に、副会長として、長林様をご推薦する理由を申し上げます。長林様は、2号委員として、いわゆる「児童福祉に関する事業に従事する者」であります。</p> <p>前回までの本協議会では、会長として、戸田市私立幼稚園協会の金子様、副会長として、母子生活支援施設の代表として、永塚様に担って頂いておりましたので、戸田市私立保育園協会の代表であります、長林様を推薦するものであります。</p>
こども健やか部長	<p>ただいま事務局より、会長に坪井 瞳 様、副会長に 長林 美穂様をお願いしたい、との案が出ましたが、皆様いかがでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
事務局	<p>異議なしのお声ありがとうございましたので、改めまして、会長を 坪井 瞳 様、副会長 長林 美穂様をお願いをいたします。</p> <p>坪井会長におかれましては、条例 第4条 の規定により、会長は、会務を総理するとありますので、ここからの議事進行を会長をお願いしたいと思います。議長は会長があたることとなりますので、正面中央の会長席にご移動願います。</p> <p>また、副会長につきましても副会長席にご移動願います。</p> <p>それでは、会長、副会長の就任に当たり、ご挨拶を頂きたいと存じます。</p> <p>まず、会長の坪井さまからご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。</p>

会長	会長あいさつ
副会長	副会長あいさつ
事務局	資料の確認、傍聴人が不在を確認。それでは、議事に進みたいと思います。 条例 第 4 条 の規定により、会長は、会務を総理するとありますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。 それでは、会長、よろしくお願ひいたします。
会長	議題【 1 】第三期戸田市こども。子育て支援事業に関するニーズ調査結果について、事務局より説明をお願いします。
事務局	資料 1 に基づき説明
会長	それでは、質疑に移ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。質疑がないようなので以上案件（ 1 ）を終了します。 続いて、議題【 2 】子どもの実態把握調査結果について、事務局より、説明をお願いします。
事務局	資料 2 に基づき説明
会長	それでは、質疑に移ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	ただいまの調査結果の中で内閣府の比較が出ておりますが、この調査に対して戸田市でも様々な関連する施策があると思います。それらとの数字の違いはどのようにお考えでしょうか。例えば大学までの学費を全額補助する市町村があるとすれば、進学に関する結果の違いなどが出てくると思います。ですから、ヤングケアラーのところを見ても戸田市はこういうことをやっているから、他市や前回の調査時と比較して、これだけの効果や変化が表れているというようなところを、それぞれの調査結果のところでは分析するとわかりやすくなるのかなと思います。もし、調査項目のところでは、該当するところがあれば追加していただいて、戸田市はこういうことをやっているからこの数字が少し低いのだとか、分析ができると思います。 それと、相対的貧困率に関連する年収について、地方と埼玉県戸田市だと最低賃金等の部分も違いますので、より問題点が浮き彫りになるような形の資料の提供を求めたいと思いますので、ご検討をお願いします。

会長	効果という面でいかがでしょうか。
事務局	確かに戸田市のやっている施策を反映させてこちらと比較分析することが大事だと思っております。いまこの3月21日で、調査報告書を作成するぎりぎりの範囲となっておりますので、委員が仰ったことを報告書に反映できるかは微妙なところでございますが、埼玉県の調査も同じものをしているのですが、そちらがまだ分析が間に合っていないようなので、その報告書が出れば、そちらと抱き合わせをしてもう少し違う分析も入れて別冊として考えようかなと思います。
委員	報告書を作成することが目的ではないので。これを基にいかにかに諸問題を解決していくかということだと思っておりますので、期限の話はされましてたけども、いま手元に第2期戸田市子ども・子育て支援事業計画がありますが、次期の計画に向けてのベース資料という形になると思いますので、それに向けてぜひ反映がみえるような、みなさんが見て、新しくこんなことをやっているのだな、これだけ他市より恵まれているのだな、手厚い保護を受けているのだなというところが実感できるような資料作り、提言をお願いしたいと思っております。
会長	ご意見ありがとうございました。基本的な差し込みのところではなかなか見られるところだと思うので、丁寧な分析というものがより具体的なニーズにつながる施策につながっていくのではないかと思いますので、こちらの点につきましてもご検討いただければと思います。他にいかがでしょうか。
委員	<p>調査の結果を非常に興味深く拝見したのですが、そしてこどもに調査をしたのはとても良いと思ったのですが、調査結果を調査に協力してくれたこどもたちにわかる言葉で報告書を作成するときに施策に反映する専門の方や役所の方に読まれるようになってしまうのですが、実際に協力してくださった方にどういう形でフィードバックするのかということが一点。</p> <p>私、児童福祉の分野で戸田市のホームページでとかヤングケアラーの分野で他の市に全然ないような、実際の事業とつなげていくような、解決につなげていくような方向にいけばよいと書いてあるのですが、たとえばこの報告書の中で少し資料としてお付けになってはどうかと思います。</p>
事務局	おっしゃる通り、せっかく調査をしたので、この結果をこどもや保護者にフィードバックすることは大事なのかなと思っておりました。そちらの方に関しては検討しておりませんので、どのような形でフィードバックできるかを少し考えて見たいと思っております。

	<p>調査書の中には書いてありませんが、ヤングケアラーの設問ですとか、こどもに関するつらいことがあったという設問の項目の下にはつらいことがあったらこども家庭支援室にご連絡くださいという形で電話番号などは載せてありましたので、そちらを参考にさせていただけたかなとは思っております。ホームページにつきましては、いろいろと改善させていただきたいと思います。</p>
委員	<p>この調査をするに当たって、いくらかの費用がかかっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>予算金額（表）を持ってきませんでしたので正確な金額はわかりません。申し訳ありません。</p>
委員	<p>相当かかるようであればこういうアンケートをできないと認識しております。安易に低予算でアンケートは取れるのか。とくに集計を委託しているかどうかで予算額は変わってくると思うので、アンケートが2件続きましたけども、どの程度の費用、予算でアンケートができていいのかということをお伺いしました。もし、低予算でということであればできるのかなと思いますけれども。</p>
事務局	<p>低予算ではないかと。数百万円かかっています。 ニーズ調査につきましては、300万円弱くらいかかっておりまして、郵送などなるべく自分たちでできることは自分たちでやっておりまして、調査の専門的な集計などは委託するような形でさせていただいております。</p>
委員	<p>安価ではできないということですね。わかりました。</p>
会長	<p>他に意見はありますか</p>
委員	<p>こどもの貧困対策にかかるご指導ということでお金がかかると思うのですが、これを基に色々と施策を考えるということでありがとうございました。理解が間違っていなければいいのですが、20ページにもありますし全体の調査について全体があって中央値の2分の1未満、ここを貧困層としたターゲット、その下の中央値の2分の1以上中央値未満がその上の層、中央値以上が残りという形で、上から2つ目の中央値の2分の1未満をみていくと、いわゆるそこが貧困層ということですね。 20ページをみると、その貧困層のところが一番ヤングケアラーが多いのではないかなって思われている層に「聞いたことがあり内容も知っている」という人が63%、対象である保護者の方が自分のうちのこ</p>

	<p>どもが実はそうかもしれないけれども、そもそもヤングケアラーということ「聞いたことがあり内容も知っている」という人が63%しかない。全体からすると10%以上少ない。つまり、ヤングケアラーというのが自分事になっていないということになると、せっかく良いものがあるのに手が出せないとか、この調査、ヤングケアラーの子たちがやっている内容、どんなものが必要かといってもその人たちに届かないというか。そういうことが考えられる根っこは施策段階になった時に工夫していかないと、結局、対象をあぶりだせないというか、手を挙げられないというか。セーフティーネットをちゃんとできないのではないかと勝手に想像してしまったので、意見を言わせていただきました。</p>
会長	<p>より具体的な施策ができるようにするためにご意見をいただきました。他にありますか。</p>
委員	<p>今の委員のお話に関する事なのですが、自分が体験したことという25ページの調査のところはアンケートが選択式だったのか、こどもが記述した部分について興味があったのですが。私自身こどものときにも兄弟のお世話をするのが当たり前のようにしていたのですが、経済的にもあまり裕福ではないところで育ちまして、こどもたち自身がこれを当たり前のようにやっていたら多分問題と思っていない。親も当然と思ってやっている部分があると思うので。(アンケートが)選択式だったら、これってヤングケアラーだったのだなと気づいたのではないかと思ったので。教えていただきたいと思ひまして。</p>
事務局	<p>この設問に関しては項目が全部書かれておりまして、いくつでも選択できるというものになっております。これを見て、ヤングケアラーであるかどうかということに気づいてもらう意図もあったと思います。</p>
委員	<p>では、この中に当てはまらなければ「特にない」を選んでいるということですね。</p>
事務局	<p>そうだと思います。 あと最後のページに記述式の自由に書いてくださいという設問もついておりますので、そちらにヤングケアラーだけではなく色々なことについて記載をいただいております、それに関しては報告書の方にも全部載せていくことにしています。 なお、先ほどの予算の件についてですが、実態調査が委託しております、全部で534万6千円でした。</p>

会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>当事者のお手伝いをヤングケアラーというふうになってしまうのも難しいかと思いますが、宿題をする時間がとられてしまうとか、時間が取れないとか実際に困っていることなどがあるのを捉えていくことが大事な点ではないかなと思います。</p> <p>では、修正版については後日、作っていただけるとのことですので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、議事の小規模保育事業所の新規認可について設置者変更についてです。</p>
事務局	<p>資料3に基づき説明 <質疑等なし></p>
会長	<p>報告案件に移る。報告【1】こども家庭センターの本格稼働に伴う組織再編について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料4に基づき説明 <質疑等なし></p>
会長	<p>説明の中にもありましたが切れ目のない支援が12月末に閣議決定されました。母子保健から小学校就学前というところでも国としても色々な支援を提示して行うところとなっているところです。より市内でも色々なつながりを持ちながら支援を充実させてほしいと思います。</p> <p>続いて、(2)令和6年4月戸田市内保育園・学童保育室における申請状況について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料5及び6に基づき説明</p>
会長	<p>私からも質問してよろしいでしょうか。保育のほうですけれども、入室申し込みの保留児童数の対策等を教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>一次利用での保留児童については、その対象の希望保育施設を増やす、また保育のコンシェルジュもおりますので色々と家庭の状況をお伺いして、この保育園まで「通える」「通えない」の線引きを行っております。この94人の中には、皆様もご存じかと思いますが育児休業の延長を希望する方もこの中に多くおりますので、そういった方の制度の中で保育を実質的に利用希望しないというのを、申込書の中で記載があります。4/1以降に待機児童数を精査していく中で、次のアプローチを考えていく所存でございます。</p>

会長	<p>ここから少し数が減っていくということもあるということで。わかりました。</p> <p>では次に（３）美谷本小学校学童保育室の民間事業者の導入についてです。</p>
事務局	資料 7 に基づき説明
会長	質問はありますでしょうか。
委員	<p>別件で。条例の区分で。名簿のところに条例 1～3 号まであります。条例を見ますと、第 3 条審議会は委員 14 名以内で組織する。委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱するということで、3 は公募による市民と書いてあるのですが、この 1 と 2。1 は児童福祉について識見を有する者、2 は児童福祉に関する事業に従事する者というような書き方をしているのですが、特に児童福祉に関する事業に従事する者という中で、果たしてこの区分けは正しいのか正しくないのかというところに疑問を持ちます。</p> <p>児童福祉について識見を有する者については、ここにいる方、色々な立場であるので、皆さん 1 号については仕事を持っている、持っていないに関係なく幅広い見地でいけば該当するのかなと思うのですが。児童福祉に関する事業に従事するものという括りでいくと、ここでいう 9～12 番、いわゆる未就学児に関する施設ということで、小学校の校長先生の代表あるいは PTA が入っていますが、そこについては事業に従事する者というところで少しあいまいな記述、誤解が出てくるのではないかと思います。</p> <p>もし、意味合いがあいまいであれば条例を改正されて、あるいは 14 名のうちの比率につきましても市民、坪井委員のような大学の先生、条例の第 3 条の条文を見ると非常にあいまいと私は感じますけども。いかがでしょうか。</p>
会長	<p>先ほどは美谷本小学校学童保育室の件について質問をお受けしました。今の質問は別件ということで質問をいただきました。それにつきましては、また後ほどお時間をいただきまして。まず美谷本小学校学童保育室の件について質問をお受けしたいと思います。</p>
委員	<p>今回の美谷本小の民間活力の導入について、民間学童としては公立と民間、民間学童の方が入れないほど非常に人気があって、公立の学童と比べさせていただいたときに内容の差が非常にあるので、戸田市としましては美谷本を入れた時にとてもよいことだと思いました。今後については、このような形で増やしていくお考えはありますか？ 質問になってしまうのですが。</p>

事務局	<p>今回、美谷本小だけですけども、指導員補助員の慢性的な人材不足は今後も見込まれるようなので、今回3年間、見させていただくと、もう少し人を集められないということもございますので、検討していく予定はあります。民間の委託というのは予定としてはあります。</p>
委員	<p>そのことにつきまして、保育の内容とか保育園ですと色々な基準を設けているのですけども、基準があいまいであるとか、指導員の質とか集まらないという審議についてもそうですがやる気であるとか、そういったことに関して市の方でももう少し指導していくお考えはありますか。</p>
事務局	<p>公立学童保育室の質の向上については、まず、指導員等の平均年齢が60歳に近く高齢化が進んでいる状況であり、小学生のお子さんたちと遊ぶ際に校庭で一緒に走り回るのが厳しい状況になっており、できれば若い方にも来ていただきたいところですが、現状応募はなく任用は難しい状況です。そのため、現場では高齢の職員の方になんとか頑張ってもらっている状態です。特に、公立学童保育室では配慮を要するお子さんも多く、そうしたお子さんたちに適切な保育ができるよう努めておりますし、こうした基本的な部分はこれからも継続をしていこうと思っております。指導員等には保育に関する講座をなるべく受けてもらっております。保育については、ガイドラインに従って実施しておりますが、保育園よりも厳密でない部分があり、その点で子どもたちに危険が及ばないように十分に気を配ってまいります。また、児童へのおやつのはりかき増強は体制の見直しも含めて現在進めているところです。</p> <p>公立学童保育室の運営について、今後も皆様にはご協力をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>他にありますか。</p>
副会長	<p>支援の必要なお子さんの学童というのが、私の、近年ではお断りされるというとても困難な方がたくさんいらっしゃるようになって、そういった方々の器を預ける、でもお仕事もしなければいけないというお母さま方もたくさんいらっしゃるようになって、自分の地域ではないところまで行かないといけないとか、民間の学童の方をお願いしなければいけないとか、そういった声をお聞きする機会が多いので、今後、段々と子どもが少なくなっていくというか公立の学童が縮小していくというか子どもの人数が少なくなっていくと思うのですね。そういったところで特化して公立で、支援の必要なお子さんたちを預かるという。そういったことも今後、戸田市が切れ目のない支援というのであれば、あぶれてし</p>

事務局	<p>まうというかすき間からもれてしまうご家庭に対しても支援をしていただけると良いのではないかと思います。いかがでしょうか。</p> <p>公立の学童保育室では、保護者が就労などで放課後の保育を要するお子さんを受け入れており、特別支援学級のお子さんたちも同様に受け入れております。しかしながら、集団保育の中での保育が難しいお子さんの場合は、例えば放課後デイサービスを利用されるというのも、ご家庭の選択肢の一つになるのではないかと思います。</p> <p>また、保護者で就労していなくても、リフレッシュがしたいという場合には一時保育の制度もあり、一か月当たり 15 回までご利用できます。こうした制度を利用してリフレッシュしていただくのもよいかと思います。お子さんにより状況が異なりますので、なるべくお子さんに合った制度のご利用に繋がればと考えております。</p>
会長	<p>公立民間問わずに内容を打ち出していけると良いのではないかなと思われませんが、美谷本小の件に関しては他によろしいでしょうか。</p>
委員	<p>質問が二つありまして、いま特別支援のお子さんのお話が出たのですが、放課後児童デイとの連携としていま民間業者が非常に多くなっていて、市で本格的に児童デイをされているとは思わないのですが、特別支援への必要性があることに関して、例えば低学年の1年～3年生のところへ6年生の特別支援のお子さんが入るのはつらいということをよく聞くので、そういうところに対する指導をどうお考えなのか伺いたいのと、そういうところで働いている職員さんが放課後デイで働いていきたいとおっしゃっているということですが、実際にその方はどれくらいの待遇で働いてらっしゃるのでしょうかね。若い人を入れたいとおっしゃるのであれば、学童で働くのが貧困になっちゃうというのではやはり若い方は来ないのではないかと思います。働く方の理念についてはどうお考えかそこを教えていただきたい。</p>
事務局	<p>働く方たちの年収ですけれども、公立学童保育室では平日、指導員は13時から19時までの6時間勤務となり、指導員の年収は諸手当も含めて250万円程度かと思えます。補助員はもう少し低くなります。補助員の中には扶養の範囲内で働きたいという職員もあり、金額に幅が出ています。このような年収では、十分な生活を送りたい人にとって金額に不足があると思われるでしょうし、若い方の任用が困難な理由の一つになっていると考えられますが、現場職員の年齢的なバランスが良くなればと思うところではあります。</p> <p>新曽北小学校につきましては、これまで公立学童保育室で1～2年生の</p>

	<p>お子さんと、特別支援学級のお子さん1～6年生について保育を行っておりまして、そのほかの3年生以上の児童はむつみ学童クラブで見えていただいております。令和6年度より、特別支援学級のお子さんも3年生以上はむつみ学童クラブで保育を行っていただくことになりまして、特別支援学級のお子さんも、やはり同学年の子どもたちと一緒に放課後を過ごしたいという気持ちでいたのではないかと、また、保護者からもそういった意見をいただいていたので、今回、むつみ学童クラブでの受け入れ態勢の変更は大変ありがたく思っております。どの子どもたちにも学童保育室でより良く過ごしていただきたいと思っておりますので、今後とも、受け入れ態勢の充実をよろしくお願い申し上げます。</p>
委員	<p>私たちのところだけでなく、公立だと校庭に出られるのでやれること、例えば暇だ、暇だと言う子ども達、家だったら暇じゃないのに、でも親の事情で入れられて、それを楽しくしてあげたいという気持ちはあるのですけども、特に特別支援のおさんはこだわりが強いので、どの学童さんでもそういった問題は起こるか。年齢が近くても支援級に通っているということで普段から交流がないとか。私たちの学童のことだけを言ったりしているわけではなくて、全体としての感想を言って頂けたら良かったかなと思ったのですが。</p>
事務局	<p>高学年のお子さんについては、小学校3、4年生になってくると学童保育室に入室しているお子さんが、学童に入っていないお子さんたちと放課後に一緒に遊びたいとか、家で自分の時間を持ちたいと自発的に言い出すことも増えてくると聞いております。こうした状況に合わせ、特に公立の学童保育室については、3年生の夏ごろから退室が一気に増える傾向にあります。</p> <p>とはいえ、保護者の方によっては、見ていないと子どもが勝手にあちこちに行ってしまうので、学童保育室に預けていないと不安を感じるなどの話もあり、そういった方たちのご希望にはしっかりと応え、お子さんたちの受入れを行っていく必要があります。また、民間学童保育室では高学年のお子さんも多く利用しておりますが、そのことについては、様々な配慮、魅力あるサービスの提供などの要因が考えられます。</p>
委員	<p>講習会みたいなことをしていただいて戸田市としては力を入れているということが分かったのですが、先ほどの質問に戻りますが、特別支援、放課後デイとの連携とかについて、市のお考えを教えてくださいと思います。</p>

事務局	<p>学童保育室と放課後デイサービスについてですが、多くのお子さんが、いったん学童保育室に入室したのち、放課後デイサービスへ移動されるなど、併用を行っております。学童保育室と放課後デイサービスの連携もうまく行えていると感じております。お子さんにとって、放課後デイサービスのほうが自分にあうなどより良い居場所であるならば、放課後デイサービスを選択してご利用されるのもよいことと思います。</p>
委員	<p>すみません、幼稚園の立場から今の学童保育、特に発達支援の子ですね。いま現状では幼稚園のみならず保育園もそうだと思うのですが、発達支援の子たちが非常に多いと。うちでもいわゆるダブルスクール、うちとそういう施設を併用しながらしているという形になっております。また、小学校になると数年前からそれぞれの小学校に発達支援のところがあると。うちの方にも毎年増えてきております。数年先にはですね、発達支援の子をしっかりと預かってくれる学童保育というところが、戸田市、この福祉においては最重要の施策になるのかなと思います。</p> <p>それに向けて、そこで働く人が60を過ぎてうんぬんというよりも、根本的に学童への取り組み、学童に関する補助等その辺のところを根本的に考えていかないと、幼稚園もそうですが、本業の保育、小学校ですと授業ですね、そういうところの保育後、放課後のこども達の生活という形で、いま何事をするにしても結構なウエイトを占めておりますので、行政の方もぜひ最重要事項として取り上げて対応していただきたいと、幼稚園の立場からもお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>今、民間学童保育室でも特別支援学級のお子さんの受け入れを行ってくださっているところもあります。その場合は、人の加配を補助金でみたりしているのですが、特別支援学級に入っていないくとも配慮が必要なお子さんもいらっしゃるの、保育人員の確保など、今後検討課題として考えていきたいと思います。</p>
委員	<p>保育園とか小学校とかわかりませんが、幼稚園に関しては私たちのところについては加配という形で、正規の幼稚園については、県あるいは市から補助があります。幼稚園でお預かり、学童等を利用するにはその制度については改めてということは多分ないと思うんですけども、うちでは在園をしている園児がお預かり等を利用する場合にはそこで断る理由はないです。利用するところに合わせて担任を追加して園内で事故のないように、そういう方たちが利用して不便のないようにとサービスの部分が出てくると思うのですがそれもそれではそのうち疲弊してくると。ですから学童についても同様で、そういった形の発達支援の加配の人の配置をすとか、そういうところについてもっと</p>

<p>会長</p>	<p>手厚くしていかないと。いまサービスということで、民間とかそういうところを含めて受け入れておりますけども、そのうち限界がくるといって先ほども申し上げさせていただいたので、ぜひ現場の意見、そういうところを、しっかり確保して行政に反映していただきたいと思います。</p> <p>すべてのお子さんたち、障害があるお子さんたちや初めて利用されるお子さんたち居場所という意味としても色々と環境を整えていく必要があると思うのですが。支援員さんの年収について今後、整理されていく課題なんかもありますが、その点につきましても、また情報共有できればと思います。</p> <p>では、美谷本小学校の件につきましては以上でよろしいでしょうか。本日用意された議題の方は以上になります。</p> <p>先ほどの委員会のメンバーの区分につきましては事務局いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>児童福祉審議会につきましては専門的な立場から調査審議をする合議制の機関とあります。そういった観点から三つの「識見」「事業に従事」「市民」という区分けをされておりまして、例えば「識見」であれば国や県の施策の最新の動向、現場の目線というのは大事ですので、1号を規定している。次に今回の学童の民間委託にもありましたように、事業運営に関わる経営的な側面からの意見も大事ということからも児童福祉に関する事業に従事する者として規定している。最後三点目に関しましては、事業施策につきましては市民目線も大事であるということで市民を入れるということで三つの部分を規定しているところであります。実際、他の会合や市民協議会ですとかの条例につきましても規定していることから、現行の条例の変更につきましては感じていないところであります。ただし、実際のメンバーの区分、1号が8名、2号が4名、3号が2名とありますが、この人数や区分については今後、社会情勢の傾向、例えば待機児童が増えたとか、そういうことがあれば変更も考えなければならぬと感じているところですが、今のところ条例の区分けについての変更の必要性は感じていないところでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは具体的に言いますけども小中学校の校長会の代表で校長先生がお見えになっておりますけれども、それは1号という形で2号ではないわけですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>正解というのはないのですが、「識見」を有するというか実際に校長会は事業を運営されているわけではございませんので2号ではないということで1号ということになります。</p>

委員	<p>私の見解が間違っていたら、皆さんご指摘していただきたいと思うのですが、「事業に従事する者」これですね、私の取り方ですと公立だからということであると思うのですが。僕は、小中学校の児童というのは18歳未満の子を指しますので、その福祉に関する事業ということですから、それは2号認定に該当するのではないかというのが私の考えですし、それに伴っていくとPTA連合会の代表の方についても仕事ではないですけどもPTA事業に従事するという括りでいくと2号になるのではないかなというのが私の見解です。それについて、他の方はどういう認識なのか、行政の考えはわかりましたけれど、そのへんのところは曖昧なのかなというのがあって、もし今後こういう問題が出るのであれば条例ありきではありませんので、条例のそこのところをしっかりとった部分に直していくのが良いのかなと思います。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>学校も運営も、生徒さんを預かって事業を展開していく点では事業に該当する、言われてみればそのようなニュアンスに取れなくもないのですが、識見を有するというような、学校を運営されてこども達の様子を一番見ていらっしゃる、間近でこどもの状況を判断されている。PTAについても、親御さんとの間で色々な課題等、直接意見を聞きながら調整しておられる、そういうようなところで事業に従事するというよりもむしろこどもの現場目線で識見を有する、そういった判断をもって1号ということになったと考えております</p>
委員	<p>私が所属している幼稚園協会と小学校の違いを明確にお願いします。</p>
事務局	<p>委員については、実際に幼稚園を運営されていることで2号に該当するのかなと思います。</p>
委員	<p>こどもたちに関わっている職種という形で事業だと思うんですね。それを考えれば公私関係なく小学校中学校も、児童福祉法でいわれている18歳未満のところと、逆に高校とかそれに関連している人たちがいないのはちょっとどうなのかなという別の問題はありますけども。現状でいくとそこのところの線引きは何ですかということ伺っているのです。</p>
委員	<p>委員がそこにこだわったことはわかるのですが、ここで議論しても時間が難しいので、それについては事務局の方で他の審議会等の人員も調べていただいて。我々は事業を運営してないので、公立学校なので授業料はとっていません。とりあえず、別個というふうに考えております。それについては事務局の方で調べておいていただいて、もう2</p>

会長	<p>時間経っているのでまとめていただかないと。ただ、こういうことも大事なのかなと思いました。</p> <p>区分につきましては事務局の方で調べていただくとして、この会でそれぞれの見地からこども、子育て家庭等について考えていくということにつきましては皆さん同じ立場で専門を踏まえながら会を進めていくという形で会の方を運営していければというふうに考えております。今日も貴重なご意見をいただきましたが、引き続きそれぞれの立場から意見等を賜れればと考えております。</p> <p>それでは事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の会議録及び資料につきましては市ホームページにて公開させていただきます。</p> <p>以上をもちまして令和5年度第4回戸田市児童福祉審議会を終了させていただきます。なお、次回の令和6年度第1回児童福祉審議会につきましては5月16日木曜日午後2時から戸田市文化会館304会議室にて開催する予定でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>【閉会】</p>